

◎新潟県訓令第14号

本 庁
地 域 機 関

新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印及び電子署名並びに契印)</p> <p>第34条 施行する文書は、次に掲げるものを除き、<u>公印又は電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を省略するものとする。</u></p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書又は電子署名を行うこととされている文書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき<u>又は電子署名を行うべき特別の事情があると認められる文書</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p>第41条 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。<u>ただし、電子行政文書のうち別に定めるものの整理及び保存は、別に定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公印及び契印)</p> <p>第34条 施行する文書は、次に掲げるものを除き、公印を省略するものとする。</p> <p>(1) 法令等の規定により公印を押すこととされている文書</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押すべき特別の事情があると認められる文書</p> <p>2 (略)</p> <p>(整理及び保存の方法)</p> <p>第41条 電子行政文書の整理及び保存は、公文書管理システムにより行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>